

長崎市立中学校部活動地域移行 保護者・指導者説明会

第1回	令和6年3月18日(月)	長崎市役所2階 多目的スペース
第2回	令和6年3月21日(木)	長崎市役所2階 多目的スペース
第3回	令和6年3月25日(月)	長崎県立総合体育館2階 大研修室
第4回	令和6年3月26日(火)	三和地域センター3階 大会議室

長崎市教育委員会 健康教育課
学校教育課
長崎市市民生活部 スポーツ振興課
文化振興課

【会次第】

1 開会あいさつ

2 内容説明

(1) 長崎市立中学校部活動の**地域移行**について

- ・「長崎市地域クラブ活動指針」

長崎市の方針、地域移行スケジュール、年度ごとの具体的な進め方、
地域クラブ活動の運営、長崎市地域クラブの認定 など

(2) 長崎市立中学校部活動の**地域連携**について

- ・「長崎市立中学校部活動地域連携要項」

合同部活動や拠点校部活動の進め方 など

3 質疑応答

4 閉会あいさつ

【会次第】

1 開会あいさつ

2 内容説明

(1) 長崎市立中学校部活動の**地域移行**について

- ・「長崎市地域クラブ活動指針」

長崎市の方針、地域移行スケジュール、年度ごとの具体的な進め方、
地域クラブ活動の運営、長崎市地域クラブの認定 など

(2) 長崎市立中学校部活動の**地域連携**について

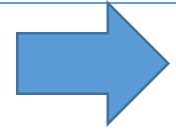
- ・「長崎市立中学校部活動地域連携要項」

合同部活動や拠点校部活動の進め方 など

3 質疑応答

4 閉会あいさつ

○どうして部活動の地域移行を進めるの？



全国的に**少子化**が深刻化

- ・ **1 運動部当たりの人数の減少**

→ 単独で大会に出られない！ 練習試合ができない！

- ・ **中学校における部活動設置数の減少**

→ 希望する部活動が学校にない！

他にも・・・

専門的な指導を受けられない

いろいろなスポーツを体験したい

教職員（顧問）の負担が大きい

○ 長崎市の部活動の現状

(1) 合同部活動

【令和5年度】 (合同チームで市中総体出場) 8チーム (17校)



学校単独で大会に参加できない！

(2) 休部・廃部の予定

【令和5年度】 8部 【令和6年度】 5部



進学する中学校に希望する部活動がない！

○学校部活動と地域クラブ活動の違い

学校部活動

- **学校が主体**となっていく
- **学校の施設**で実施される
- **顧問教諭・課外クラブサポーター・部活動指導員**が指導
- **一つの種目を継続して活動**

地域クラブ活動

- **地域が主体**となっていく
- **多様な場所**で実施される
(公共・民間施設・学校施設等)
- **地域の指導者**が指導
- **多世代、多種目な活動**

学校単位での部活動 例:○○中学校での部活動



地域クラブ活動 例:○○市町村での地域クラブ活動



○ 「長崎市地域クラブ活動指針」の策定

- ・ 国のガイドライン、県の方針を踏まえて作成
- ・ 地域移行を円滑に進めるため、必要な内容を掲載



「長崎市の今後のスケジュール」

「年度ごとの具体的な取り組み内容」

「地域クラブ活動の運営」

「長崎市地域クラブの認定」

1 これまでの地域移行に関する国・県の動向・取組

P2~3

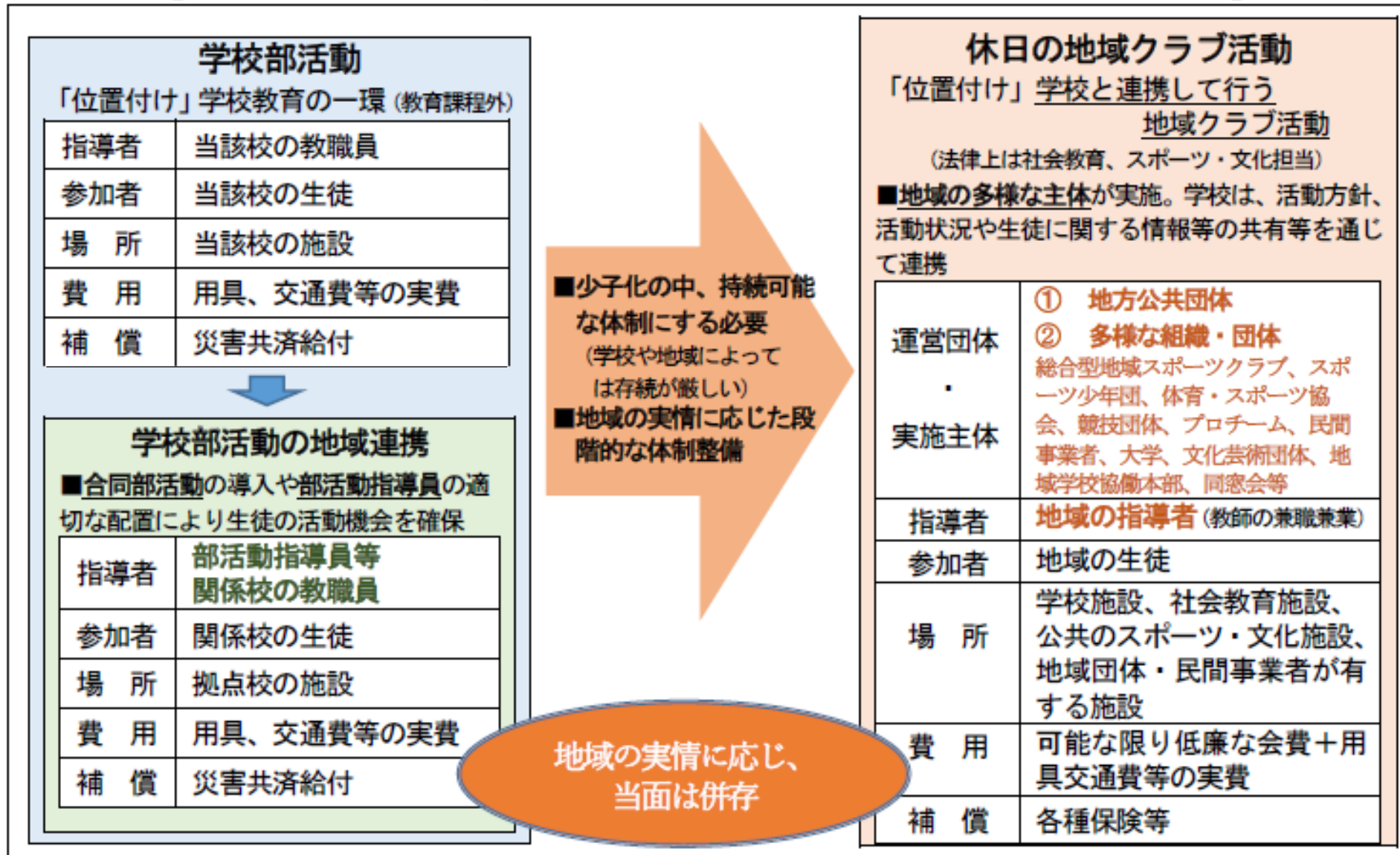
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 (平成30年3月スポーツ庁)
- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 (平成31年1月中教審答申) 抜粋
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議 (衆・令和元年11月、参・12月) 抜粋
- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」 (令和2年9月) 抜粋
- 「運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言」 (令和4年6月)
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 (令和4年12月)



- 「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」 (令和5年3月15日)

【学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）】

P3



■少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）
■地域の実情に応じた段階的な体制整備

（参考：スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」参考資料）

2 長崎市における学校部活動の現状と取組

P 4 ~ 5

(1) 現 状

- ・ 令和5年度 36中学校 約8,400人在籍 加入率約 72% (6,000人加入)
運動部活動18種目 文化部活動 11

長崎市においても深刻な少子化 全国と同様の課題

(2) 目指す姿

- ・ **将来にわたり** スポーツや文化活動に親しむことができる **機会の確保**
- ・ 地域に **持続可能** なスポーツや文化活動の環境を整備

(3) 今後の方向性

「方針」 **休日** の部活動を **地域移行** 平日も可能な範囲で

「進め方」 ・ 単独の部活動 → 地域移行

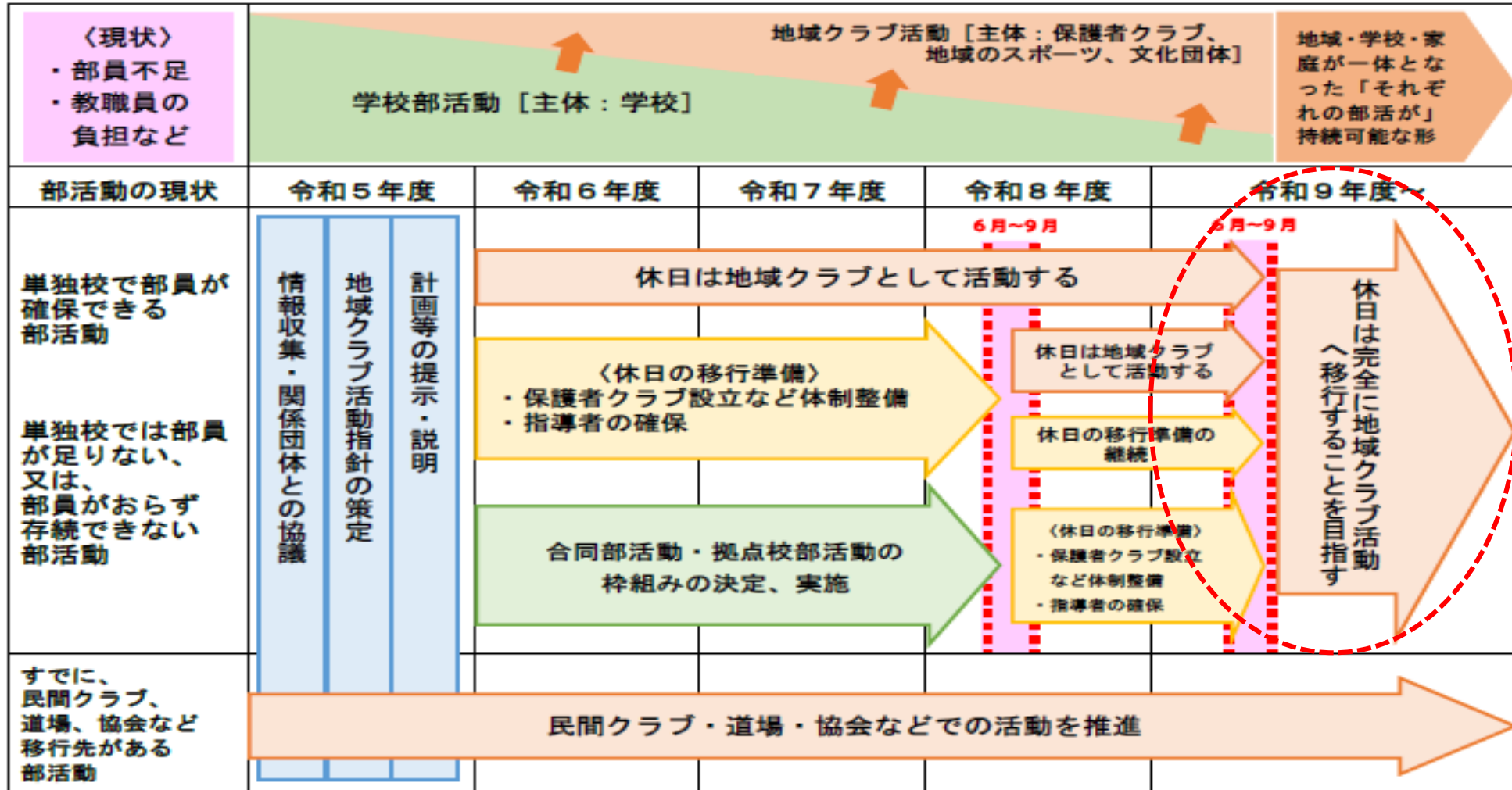
→ **地域連携** → 地域移行 (単独の活動が困難)

- ・ 民間クラブ、道場、協会での活動に移行することを含めて検討

3 休日の部活動の地域移行推進計画

P 6

(1) 休日の部活動の地域移行スケジュール



3 休日の部活動の地域移行推進計画

P 6

(2) 休日の部活動の地域移行形態 (イメージ)

令和5年度	令和6・7年度	令和8年度	令和9年度～
<p>①学校部活動</p> <p>A 単独での活動 【運営主体】 ・学校 【指導者】 ・教職員 ・課外クラブサポーター ・部活動指導員</p> <p>B 複数校での合同部活動</p>	<p>①学校部活動</p> <p>A 単独での活動</p> <p>B 複数校での合同部活動</p> <p>C 拠点校方式での活動</p>	<p>①学校部活動</p> <p>A 単独での活動</p> <p>B 複数校での合同部活動</p> <p>C 拠点校方式での活動</p> <p>②地域クラブ活動</p>	<p>②地域クラブ活動</p> <p>【運営主体】 ・各団体 ・保護者会等</p> <p>【指導者】 ・地域指導者 ・教職員 (兼職兼業)</p> <p>※可能な限り休日の完全移行を目指す ※できるところは平日の移行も進める</p>
<p>③民間クラブ・道場・協会 等</p>			

3 休日の部活動の地域移行推進計画

P7

(3) 年度ごとの具体的な進め方

【令和5年度】

「行政」

- ・ 学校、保護者、指導者等へ説明会を実施
- ・ 課外クラブサポーターと教職員の意向調査
- ・ 受け入れが可能な事業者、団体等の情報提供
- ・ 地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ 単独で部活動。単独で難しい部は、地域連携で合同部活動を検討
- ・ 環境や条件が整った部は、休日の地域移行を進める
運営主体は多様なものを想定
- ・ 平日の地域移行については、可能であれば進める

3 休日の部活動の地域移行推進計画

P7

(3) 年度ごとの具体的な進め方 【令和6～7年度】

「行政」

- ・ **地域連携（合同部活動・拠点校部活動）の枠組み**を示し、必要としているところから進める
- ・ 県の人材バンクの活用、競技団体との連携により指導者の確保

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ **拠点校部活動**を希望する生徒の**活動の場の確保**
- ・ **運営主体**を団体等に依頼するか、保護者会が中心となるか**選択**

3 休日の部活動の地域移行推進計画

P 8

(3) 年度ごとの具体的な進め方

【令和8年度】

「行 政」

- ・ 令和9年度の休日の完全地域移行に向けて環境整備
- ・ 地域連携から休日を地域クラブへ移行

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ 受皿となる団体等の活用、ない場合は保護者会が立ち上げの準備
- ・ 地域連携から休日の地域クラブへの移行の準備

【令和9年度】

「行 政」

- ・ 新体制の時期からの、休日の完全地域移行に向けて環境整備

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ 新体制の時期からの、休日の完全地域移行を目指す

3 休日の部活動の地域移行推進計画

P 9

(4) 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

【地域連携】 (学校部活動)

○合同部活動 (近隣の複数校で合同で部活動を実施)

○拠点校部活動 (在籍校に部活動がないこと等の場合に、希望する生徒を市内の他の学校が受け入れる)

【地域移行】 (社会教育活動)

○地域クラブ (生徒が希望する地域クラブを選択して活動)

○民間のクラブ・スイミングクラブ・道場・絵画教室等

※地域移行として生徒の活動の場の一つになり得るもの

4 地域クラブ活動の運営

P 1 0

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ア 地域クラブ活動

- (ア) 部活動がもと、各種団体が運営主体を担い活動
- (イ) 社会教育活動として位置づけ 学校と連携して活動
- (ウ) 本指針に沿って活動

イ 運営団体・実施主体

- (ア) 地域の団体は、多様なものを想定
- (イ) 運営主体を団体等に依頼、保護者会が中心となるかを選択
市は運営団体や指導者の情報提供
- (ウ) 持続可能な運営→複数の役員や指導者が運営に携わる→規約等作成
- (エ) 市は、地域クラブを設立する場合は助言等支援

4 地域クラブ活動の運営

P 1 1

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ウ 指導者

- (ア) 市は、地域連携（合同部活動）の指導者に、現在の課外クラブサポーターを部活動指導員としての登用を進める
- (イ) 市は、課外クラブサポーターの継続を想定（教職員の兼職兼業も含む）、課外クラブサポーターと教職員の意向調査を実施
- (ウ) 県の人材バンクの活用、各種団体と連携し指導者の確保

エ 適切な指導の実施

- (ア) 市は、専門性や資質・能力を有する指導者を確保
スポーツ団体等は、指導者の養成や資質向上の取組を進める
- (イ) 勝利至上主義に陥らない 心身の健康管理、事故防止
安全管理の徹底、体罰・暴言・ハラスメントを根絶
- (ウ) 生徒及び保護者との十分なコミュニケーション
合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入

4 地域クラブ活動の運営

P 1 1 ~ 1 2

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

オ 適切な休養日等の設定

学校部活動に準じ、活動時間と休養日を設定

○休養日

【休日のみ実施する場合】

- ・原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日、家庭の日実施しない

【平日も実施する場合】

- ・週当たり 2日以上設定 原則平日1日、土曜日及び日曜日は1日以上
家庭の日実施しない

【学校の長期休業中】（休日のみ移行の場合は、平日は学校部活動）

- ・学期中に準じた扱い、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける

4 地域クラブ活動の運営

P 1 1 ~ 1 2

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

オ 適切な休養日等の設定

原則として学校部活動に準じ、活動時間と休養日を設定

○活動時間

- ・ 平日 2時間程度、休業日は原則 3時間程度、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う
- ・ 生徒が所属する学校等と活動計画の情報共有を図る
- ・ 学校や地域との連絡・調整を図る

4 地域クラブ活動の運営

P 12~13

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

カ 活動場所

- (ア) 地域の中学校を活用、学校と協議が必要
- (イ) 利用ルール等を策定
- (ウ) 低廉な利用料を検討、負担軽減、利用しやすい環境作り
- (エ) 移動は徒歩または公共交通機関を利用
公共交通機関での移動ができないときは、保護者に一任
- (オ) 前記アからエまでについて、「手引き」(スポーツ庁・文化庁策定)を参考に取り組む

4 地域クラブ活動の運営

P 13

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

キ スポーツ外傷・障害の防止と健康管理について

(ア) 活動前の準備等

- ・健康観察・健康状態を把握
- ・活動施設、用具等について、安全確認を実施

(イ) 活動中の留意事項

- ・個人差、能力差に配慮、オーバーワークに留意
- ・適切な練習時間と休憩時間の設定、水分補給

(ウ) 熱中症の防止について

- ・暑さ指数 (WBGT) をもとに、短縮、中止など柔軟に対応

(エ) 活動中のけが、事故等の対応について

- ・迅速、適切な対応、医療機関や緊急連絡先等の整備
- ・活動中の事故は、任意に加入している保険で手続き

4 地域クラブ活動の運営

P 1 4

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ク 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- (ア) 会費等の経費は、**原則受益者負担**、極端な負担増にならないように、可能な限り**低廉な会費**を設定
- (イ) **経済的に困窮する家庭の支援**については、**国の動向**を注視
- (ウ) 市は、設備・用具・楽器の寄附等の支援体制の整備

4 地域クラブ活動の運営

P 1 4

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ケ 事故等の対応と保険の加入

- (ア) 活動中の事故については、運営団体がその責任を負う。
管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、指導者や参加生徒
に対して、十分な理解を得て活動
学校と連携して対応することもあるため、連絡体制を構築
- (イ) 災害共済給付と同等の補償となる任意の保険に加入
- (ウ) 個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨

4 地域クラブ活動の運営

P 1 4 ~ 1 5

(2) 学校との連携等

- ア 立ち上げに際し、学校は地域クラブの代表者と協議の場を設定
活動のルール等について共通理解を図る
- イ 地域クラブ活動と学校において、共通理解と情報共有
- ウ 市は活動が適正に行われるよう必要な指導助言
- エ 市及び校長は地域のクラブの活動を周知
生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選択

4 地域クラブ活動の運営

P 1 5

(3) 大会等への引率や運営に係る体制の整備

ア 大会等への参加の引率

実施主体の**責任者・指導者等**が行う

イ 大会運営への従事

(ア) 団体等に所属する職員をスタッフとして委嘱し、**大会運営を担わせる**（大会に従事することの明確化）

(イ) 市教育委員会及び校長は、教師等の服務上の扱いを明確にし、**兼職兼業**の許可、適切な服務監督を行う

ウ 大会の参加について

生徒や保護者の**理解**を得る

心身の負担過重にならないよう、**適正な回数に精選**

5 長崎市地域クラブの認定

P 1 6

(1) 長崎市地域クラブの定義

- 学校部活動から地域移行したクラブ
- 学校と連携して、本活動指針を踏まえた活動
- 目的、運営方法、活動内容等が記された規約等を作成
- 勝利至上主義に陥らず、営利目的を主とした運営ではない

「長崎市地域クラブ認定要件確認書」の要件を、全て満たした活動を行う地域のクラブを、長崎市地域クラブとして認定

5 長崎市地域クラブの認定

P 1 6

(1) 長崎市地域クラブの定義

○市の認定を受けると・・・

ア 学校と協議し学校施設を利用

イ 新入生説明会や、新入生のオリエンテーション等で紹介

ウ 生徒の募集案内や、連絡等の文書を各学校に配布




エ ホームページ等で地域クラブの紹介

※大会の参加については、各大会主催団体の参加規定を確認

5 長崎市地域クラブの認定

P 1 6

(2) 認定の手順

- ① (様式1) 「長崎市地域クラブ認定要件確認書」 (P17)に記入

- ② (様式2) 「地域クラブ公認申請書」 (P18)、(様式1) 「長崎市地域クラブ認定要件確認書」、規約等の写し、保険加入書の写しを提出

- ③ 市でチェックし、認定要件を満たしていることを確認

- ④ 市は申請団体を「**長崎市地域クラブ**」として認定

※認定期間は**当該年度**とし、認定要件に当てはまらないと判断された場合は、認定期間中でも認定を取り消します。

◇ 終わりに

- 本指針の周知と着実な実施
- 国の改革推進期間の取組状況等を勘案
- 必要な見直しを適宜図る

【会次第】

1 開会あいさつ

2 内容説明

(1) 長崎市立中学校部活動の**地域移行**について

- ・「長崎市地域クラブ活動指針」

長崎市の方針、地域移行スケジュール、年度ごとの具体的な進め方、
地域クラブ活動の運営、長崎市地域クラブの認定 など

(2) 長崎市立中学校部活動の**地域連携**について

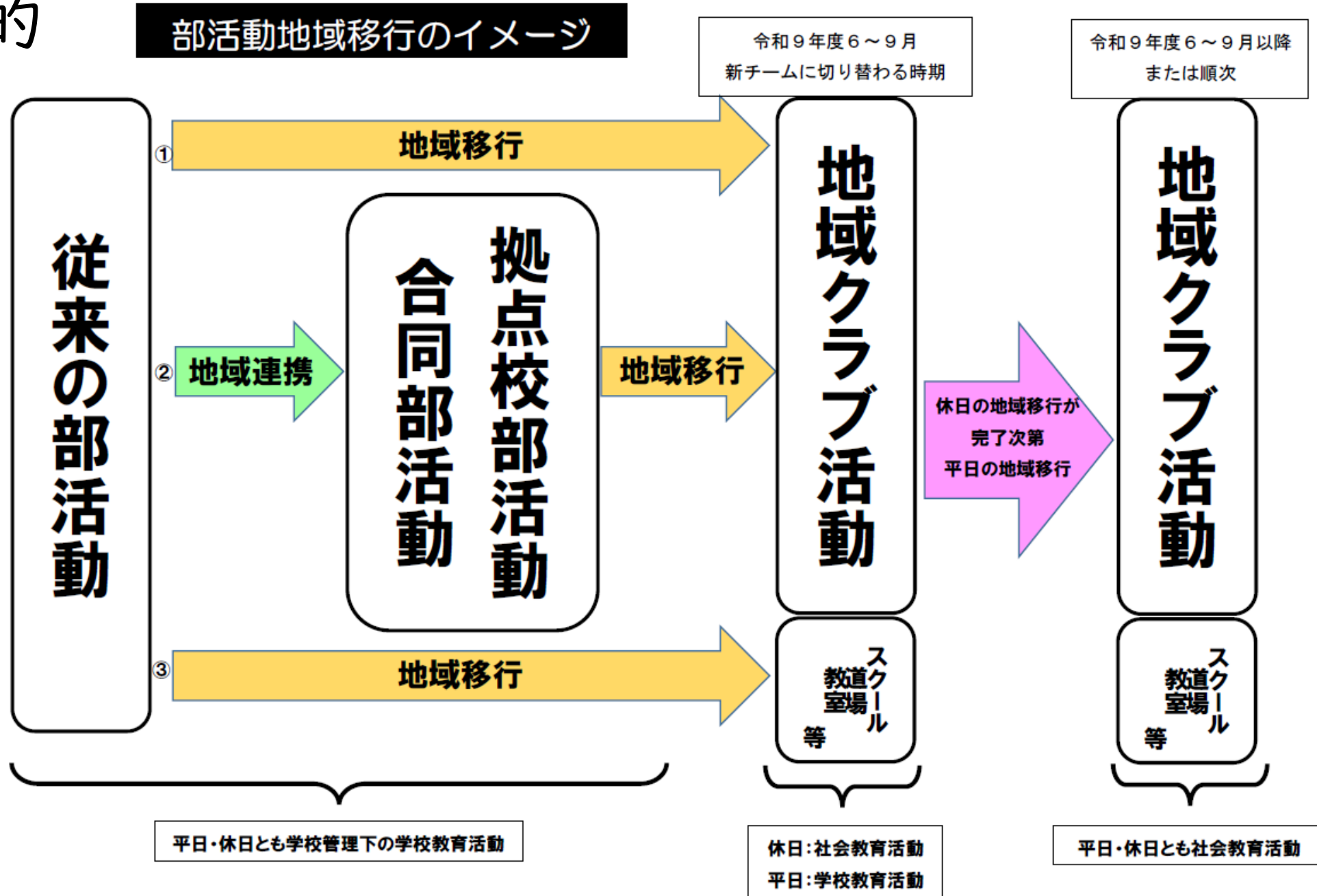
- ・「長崎市立中学校部活動地域連携要項」

合同部活動や拠点校部活動の進め方 など

3 質疑応答

4 閉会あいさつ

目的



2 地域連携の定義

【地域連携】

地域の人材を活用して、顧問の教職員と共に、学校部活動を運営するもの。

【合同部活動】

在籍校に希望する部活動は開設されているが、部員数が少ないなどの状況の部が、休日の部活動において、他校の部と練習試合や合同練習といった活動を共にするもの。

【拠点校部活動】

在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校が受け入れるもの。

3 実施主体

地域連携（合同部活動及び拠点校部活動）の実施を希望する各中学校

4 基本的な地区編成

地区編成	校数	校名
東部	(3校)	東長崎 日見 橘
南東部	(5校)	小島 日吉 茂木 大浦 梅香崎
中央部	(3校)	桜馬場 片淵 長崎
南部	(9校)	戸町 土井首 深堀 小ヶ倉 香焼 伊王島 高島 野母崎 三和
西部	(6校)	福田 西泊 丸尾 淵 緑が丘 小江原
北西部	(3校)	西浦上 山里 三川
北部	(7校)	岩屋 滑石 三重 横尾 外海 池島 琴海

- ・ 徒歩または公共の交通機関を利用する場合でも過度な負担とならないよう、近隣の学校で**7つの地区**（ブロック）を編成し、そのブロック内での活動を基本とする。
- ・ ブロック内での地域連携（合同部活動および拠点校部活動）の実施を基本とするが、次のような場合で、条件等に合理性がある場合は、**ブロックを越えた**地域連携の実施を検討する。

<u>設置部数が少ない種目</u>	<u>競技人口が少ない種目</u>
<u>明らかに近い場合</u>	<u>交通の利便性が高い場合</u>

5 合同部活動について

在籍校に希望する部活動は開設されているが、部員数が少ないなどの状況の部が、**休日の部活動**において、他校の部と練習試合や合同練習といった**活動を共にするもの**。

(1) 軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボールの4種目を中心にすすめる
4種目以外で合同部活動を希望する場合は、個別に対応する。

(2) 設置方法

- ・ 市教委は競技ごとに「合同部活動のモデル（資料1）」を各学校に示す。
↓
- ・ 各学校は「合同部活動のモデル」を受け、実施の**希望があれば**市教委へ申し出る。
（合同部活動を実施するかは**各学校の希望**）
↓
- ・ 市教委は学校からの希望を受け、**合同の相手となる学校と調整**する。
↓
- ・ 市教委の調整後、**当該学校間**で、活動場所・指導者・活動日等を決定し、活動する。

**まずは休日の部活動を合同部活動として進めるが、
実情（実施の希望）に応じて平日の部活動についても合同部活動の実施を検討する。**

5 合同部活動について

合同部活動のモデル

1 軟式野球

合同案	番号	校名
単独	中01	東長崎
単独	中13	戸町
クラブへ	中14	土井首
単独	中18	西泊
単独	中22	岩屋
単独	中27	三重
単独	中23	西浦上
単独	中24	山里
①	中02	日見
	中30	橋
②	中03	桜馬場
	中04	片淵
	中05	長崎
	中06	小島
③	中17	福田
	中20	淵
④	中29	小江原
	中28	横尾

2 男子バスケ

合同案	番号	校名
クラブへ	中02	日見
クラブへ	中32	小ヶ倉
クラブへ	中41	琴海
①	中01	東長崎
	中30	橋
②	中06	小島
	中11	大浦
	中12	梅香崎
③	中03	桜馬場
	中04	片淵
	中05	長崎
④	中13	戸町
	中14	土井首
⑤	中15	深堀
	中40	三和
⑥	中17	福田
	中18	西泊
	中19	丸尾
	中20	淵
⑦	中21	緑が丘
	中29	小江原
⑧	中23	西浦上
	中24	山里
	中31	三川
⑨	中22	岩屋
	中26	滑石
	中27	三重

3 女子バスケ

合同案	番号	校名
クラブへ	中14	土井首
クラブへ	中24	山里
クラブへ	中28	横尾
クラブへ	中30	橋
クラブへ	中32	小ヶ倉
①	中01	東長崎
②	中06	小島
	中09	茂木
	中11	大浦
	中12	梅香崎
③	中03	桜馬場
	中04	片淵
④	中13	戸町
	中15	深堀
⑤	中33	香焼
	中40	三和
⑥	中17	福田
	中19	丸尾
	中20	淵
⑦	中21	緑が丘
	中29	小江原
⑧	中23	西浦上
	中31	三川
⑨	中22	岩屋
	中26	滑石
⑩	中27	三重
	中41	琴海

4 男子バレー

合同案	番号	校名
①	中01	東長崎
	中02	日見
	中30	橋
②	中09	茂木
	中12	梅香崎
	中13	戸町
③	中22	岩屋
	中27	三重

5 女子バレー

合同案	番号	校名
①	中01	東長崎
	中30	橋
②	中09	茂木
	中12	梅香崎
③	中03	桜馬場
	中05	長崎
④	中13	戸町
	中32	小ヶ倉
⑤	中14	土井首
	中36	野母崎
	中15	深堀
⑥	中18	西泊
	中20	淵
⑦	中29	小江原
	中21	緑が丘
⑧	中23	西浦上
	中24	山里
⑨	中22	岩屋
	中26	滑石
⑩	中27	三重
	中37	外海
	中41	琴海

6 サッカー

合同案	番号	校名
①	中01	東長崎
	中30	橋
②	中06	小島
	中12	梅香崎
③	中03	桜馬場
④	中13	戸町
	中14	土井首
⑤	中15	深堀
	中33	香焼
⑥	中36	野母崎
	中40	三和
⑦	中17	福田
	中18	西泊
	中29	小江原
⑧	中20	淵
	中21	緑が丘
⑨	中23	西浦上
	中24	山里
	中31	三川
⑩	中22	岩屋
	中26	滑石
⑪	中27	三重
	中37	外海
⑫	中28	横尾
	中41	琴海

○ 軟式野球競技においては、市中体連軟式野球競技専門部および指導者協議会により、休日のみ合同部活動を実施している。「合同案」の欄の「単独」については、現段階では自校のみで部活動を実施している。

○ 「合同案」の欄の「クラブへ」については、既に、またはこれから休日のみ、または休日や平日とも地域クラブ等へ移行していることを表す。

6 拠点校部活動について

在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校が受け入れるもの。

(1) 拠点校部活動に参加できる生徒

ア 次の条件をすべて満たす者

- ・ 在籍校に希望する部活動がない生徒。
- ・ 在籍校や自宅等から、徒歩、公共交通機関又は自家用車による保護者送迎等で拠点校等の活動場所まで移動できる生徒。
- ・ 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生徒指導に従うことへ同意した生徒。
- ・ 在籍校の校長及び拠点校の校長の承諾が得られ、生徒・保護者の申し入れて同意書を交わした生徒。

イ 開設されているすべての部活動が拠点校部活動の『拠点校』の対象となる。

6 拠点校部活動について

在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校が受け入れるもの。

(2) 実施申請（流れ）

- ・ 拠点校部活動への参加を希望する在籍校の生徒（保護者）は在籍校の校長へ、申し出る。（P10の申込書）



- ・ 在籍校の校長は事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して、市教委へ連絡する。



- ・ 市教委は、申請されている拠点校となる学校と調整する。



- ・ 拠点校の校長は承諾書を発出する。



- ・ 当該学校間で、活動場所・指導者・活動日等を決定し、活動する。

<small>(様式1) 生徒・保護者→在籍校校長</small> 令和__年__月__日 長崎市立__中学校長 様 <small>(在籍中学校名)</small>	
長崎市立__中学校__年__組 生徒氏名_____ 保護者氏名_____ 拠点校部活動 参加申込書・保護者同意書	 <small>拠点校部活動への参加について希望いたします。 つきましては、「長崎市立中学校部活動地域連携 実施要項」の内容を理解し、拠点校部活動の趣旨等に賛同をし、指導・運営に同意いたします。参加にあたっては、下記のようにいたします。</small> 記 1 参加希望部 _____中学校 _____部 2 参加について（いずれかに○を記入してください。） <input type="checkbox"/> ① 平日・休日とも参加 <input type="checkbox"/> ② 休日のみ参加 <input type="checkbox"/> ③ 平日のみ参加 <input type="checkbox"/> ④ その他（ _____ ） 3 移動手段（活動場所までの移動手段を平日と休日に分けてできるだけ詳しくお書きください。） （平日） （休日） 4 その他（配慮してほしいこと、協力できること等をお書きください。）

○ 合同部活動・拠点校部活動の詳細

	合同部活動	拠点校部活動
活動場所	・ 合同部活動実施校間で 調整 する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には拠点校での活動となる。 ・ 在籍校での活動場所に余裕がある等、実情や実態に応じて拠点校と在籍校で協議し、在籍校が活動場所となることもある。
活動場所までの移動	・ 徒歩、公共交通機関又は自家用車による保護者送迎等で、 保護者の責任により行き、移動に係る経費は保護者負担 とする。	
指導者	・ 合同部活動を実施する いずれか、または双方の 学校の顧問、課外クラブサポーター、部活動指導員が指導にあたることを基本とする。	・ 拠点校の 顧問、課外クラブサポーター、部活動指導員が指導にあたることを 基本 とする。
管理・監督等	・ それぞれの学校部活動の位置づけとし、管理監督は それぞれの校長 が行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加する生徒が在籍するそれぞれの校長が管理監督 ・ 拠点校の課外クラブ振興会に入会する。
地域移行との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和9年9月（新チームが始動する時期）を目途に、合同部活動及び拠点校部活動から地域クラブ活動への移行を進める。 ※地域連携は、単独での地域移行が難しい場合、地域クラブ活動へ移行するための一つの方法や手段、一つの過程としてとらえること。 	

○ 合同部活動・拠点校部活動の詳細

	合同部活動	拠点校部活動
生徒指導 ・ 事故等 対応	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの学校部活動の位置づけとし、管理監督はそれぞれの校長が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点校部活動における事故や生徒指導上の問題等に係る責任の所在については、その原因が施設、拠点校の生徒又は指導者等拠点校側に起因する場合は拠点校の校長にあり、在籍校の生徒に起因する場合は在籍校の校長にある。両方に原因がある場合は、拠点校の校長及び在籍校の校長両方にある。
	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてまずは当日の指導にあたっている学校の指導者等で対応すること。その後、当該校にも必ず連絡し、当該校はその情報を受け、指導者および保護者と連携して対応すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてまずは拠点校で対応すること。在籍校にも必ず連絡し、在籍校はその情報を受け、連携して対応すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 健康面での配慮事項や、生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたって必要な情報を共有すること。 活動中および交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、それぞれの学校が行う。※交通事故については、自動車損害賠償責任保険の適用となる。 生徒間のトラブルや、施設の瑕疵など様々なケースでの対応が必要となるため、拠点校と在籍校間における日常からの連携を深め、事故等の未然防止に万全を期すこと。 	

○ 合同部活動・拠点校部活動の詳細

	合同部活動	拠点校部活動
大会等 への 参加	次の2通りがある ア 各学校単位でそれぞれ出場する。 イ 合同部活動単位で出場する。 ・中体連が主催する大会（中総体、中総体新人大会）は、市の認定をもって出場できる。（※1）	・中体連が主催する大会（中総体、中総体新人大会）は、市の認定をもって出場できる。（※1）
	（※1） 長崎市の認定があれば、中体連が示すP9の【長崎県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程】により、『拠点校部活動』として中総体等の大会に出場できる。	
	・中体連以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項（特に参加資格及び参加制限等）を事前に確認し、それに従うこと。	
	（注意） 中体連が示す【長崎県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム編成規定】とは異なる。	

【会次第】

1 開会あいさつ

2 内容説明

(1) 長崎市立中学校部活動の**地域移行**について

- ・「長崎市地域クラブ活動指針」

長崎市の方針、地域移行スケジュール、年度ごとの具体的な進め方、
地域クラブ活動の運営、長崎市地域クラブの認定 など

(2) 長崎市立中学校部活動の**地域連携**について

- ・「長崎市立中学校部活動地域連携要項」

合同部活動や拠点校部活動の進め方 など

3 質疑応答

4 閉会あいさつ